

明るい選挙広報紙

# しろばら



令和6年3月 第120号

令和6年度に予定されている選挙だよ！  
今年は選挙がいっぱいあるね♪



選挙のめいすいくん



メイちゃん

忘れずに投票に行こうね！！

## 令和6年度執行予定の選挙

選挙の種類	任期満了日	前回投票率
大和村議会議員選挙	令和6年5月29日	90.14%
鹿児島県知事選挙	令和6年7月27日	49.84%
宇検村議会議員選挙	令和6年9月13日	無投票
龍郷町議会議員選挙	令和6年9月13日	81.13%
和泊町議会議員選挙	令和6年9月13日	80.48%
知名町議会議員選挙	令和6年9月13日	82.23%
与論町議会議員選挙	令和6年9月13日	80.65%
喜界町長選挙	令和6年10月4日	86.59%
喜界町議会議員選挙	令和6年10月31日	86.59%
瀬戸内町議会議員選挙	令和6年12月9日	79.77%

# 今年は多くの選挙が予定されています！！ 皆さん、是非投票に行きましょう！！

★当日、投票へ行けない場合は以下の制度も利用できます。

## 「期日前投票制度」があります。



仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の理由で当日投票できない方は、投票日前日までに、選挙人名簿登録地の市町村の期日前投票所で投票することができます。投票方法は、基本的に当日投票と同じですが、受付時に宣誓書の記入が必要となります。

## 「不在者投票制度」もあります。



選挙期間中に出張、旅行等で選挙人名簿登録地以外の市町村に滞在している方は、告示日（公示日）の翌日から選挙の期日前日まで滞在先の市町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

投票方法は、事前に選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会に投票用紙等の必要書類を請求し、交付された書類を滞在先の不在者投票記載場所へ持参して投票を行います。

また、病院や老人ホーム等（県選挙管理委員会が指定した施設に限る。）に入院、入所している方は、その施設内で不在者投票をすることができますので、施設長などに申し出てください。



## 引っ越したら、住民票を移しましょう！

人事異動、進学や就職などで転出した場合、原則、現在住んでいる居宅が住所地になります。住所の異動がある場合には、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。

転出前に、転出届を引っ越し前の市町村役場に提出し、転入したら、転入届を引っ越し後の市町村役場に提出します。

Q 引っ越したら、どこで投票できるのですか。

A 新住所に引っ越してから、3か月経過していれば、新住所地で投票ができます。ただし、住民票を移している必要があります。

Q 引っ越して3か月経たないうちに選挙があるときは、投票できないのですか。

A 引っ越し前の住所（旧住所地）に3か月以上居住していたのであれば、旧住所地で投票ができます。

（注）都道府県の選挙においては、当該都道府県の区域外に、市区町村の選挙においては、当該市区町村の区域外に転出した方は、当該都道府県又は市区町村の選挙の投票はできません。

詳しくは、お住まいの市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

